デジタル化推進のためのロードマップ策定支援業務委託仕様書

1.案件名

デジタル化推進のためのロードマップ策定支援業務

2.目的

宮崎県信用保証協会（以下、本協会）のデジタル化推進計画等の立案を主な目的とする。その実現に向けて現段階における協会内の課題等について、全体的な診断や分析をシステム関係業者への委託により進める。

また、その過程において協会内の業務効率化に係る助言や、今後デジタル化推進に取り組んでいくための人材育成（職員研修等）についても委託する。

3.業務場所

本協会内及び受託事業者社内

4.履行期間

契約締結日から令和 5 年 2 月 28 日まで

5.業務内容

(1)現状整理

・経営者、部門長、担当者レベルまでのヒアリングを実施し、デジタル化への意識やデジタル化の業務範囲などを整理すること。

①業務詳細

ア　経営者、部門長、担当者向けヒアリング（保証業務、バックオフィス業務全般）

イ　現行システム構成ヒアリング（協会 LAN、COMMON システム等）

(2)業務分析

・保証業務、バックオフィス業務全般において業務フローを可視化すること。またその中でデジタル化における課題の洗い出しができ、解決策について協議を行うこと。

①業務詳細

ア　業務フローの作成支援

保証業務、バックオフィス業務全般において、業務フローを可視化する。

イ　課題と解決策の可視化

作成した業務フローや次項に記す情報収集業務における他協会等のデジタル化状況等を踏まえ、課題やそれに対する解決策をまとめる。

(3) 情報収集

・他協会等におけるデジタル化の進捗状況についてヒアリングや現地視察等を行いデジタル化へのメリットや実行時の課題などを事前に把握しておくこと。

(4)職員研修

・組織のデジタル化に伴い、情報セキュリティ等においてリスクが高まることが懸念される。人的リスクを削減するために職員向けに情報セキュリティ研修を実施すること。実施回数、形式や研修内容については、協議の上決定すること。

(5) デジタル化推進計画等の立案

・(1)～(3)で収集した情報を分析し、令和 5 年度以降のデジタル化推進のためのロードマップを策定すること。また合わせてデジタル化に最適とされるソリューション等の情報提供を実施すること。

6.業務の進め方

(1) 本業務の遂行にあたり、本協会は業務分析に必要な各種資料を提出し、担当職員による自発的な改善提案を促す等の働きかけを行うこと。
また、受託事業者は本協会に対し、技術的・専門的見地から課題解決への助言等を積極的に行うこと。

(2)業務には、受託事業者の自社内での調査、分析、検討、レポート等資料作成、事前準備、事後整理等を含む。

(3)協議のために必要な場所は本協会で用意するが、パソコン等のその他本業務委託のために必要な機器等は受託事業者で用意すること。ただし、オンライン対応の場合の本協会側の通信環境及びパソコン等の機器については本協会が準備すること。

(4)本協会との情報共有および受託事業者内部の情報セキュリティ対策を徹底すること。

7.成果品

(1)提出書類等(受託事業者・本協会による協議・提案に基づき変更されることがある。)

①議事録

打合せや協議等を行った場合、速やかに議事録にまとめること。様式は協議の上決定する。

②ヒアリング記録表
上記 5(1)のとおり。

③業務フロー図
上記 5(2)①アのとおり。様式は協議の上決定する。

④デジタル化に関する課題管理表
上記 5(2)①イのとおり。

⑤デジタル化推進のためのロードマップ
上記 5(5)のとおり。様式は協議の上決定する。

※電子データによる納品は、原則として Microsoft Word、同 Excel、同 PowerPoint で読み込み可能な形式、又は PDF 形式で作成し、納品後、本協会において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品する。

(2) 納品先
〒880-0804 宮崎県宮崎市宮田町 2 番 23 号
宮崎県信用保証協会　総務部　企画情報課

8.再委託等
本業務の遂行にあたり、受託事業者が本業務の一部を第三者に委託する必要があると判断した場合、本協会に対して事前にその理由、具体的な委託事項及び再委託の相手方について事前に説明し、承諾を得ること。

9.その他留意事項
(1)契約の締結
本業務の委託にあたり、秘密保持、権利の帰属、損害賠償、契約の解除、反社会的勢力の排除等の留意事項について契約書に定めるものとする。

(2)契約形態
契約形態は準委任契約とする。受託事業者は、契約の定めるところにより誠実に協会のデジタル化推進計画等の立案に協力することを約するとともに、その成果を保証し、請負うものではないことを表明し、委託者はその表明を理解し、経済情勢の変動その他の理由により所期の目的が達成されない可能性があることをあらかじめ認識、了解のうえ、本業務を委託する。

(3)その他

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じたときは、本協会と受託事業者とで誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。